

◎基本指数表【令和8年度入所用】

( )年度 ( )園希望 ( )歳児 (園児名: )

番号	保護者(父母)の状況		指数	父	母	
1	居宅外被雇用者 または 自営業(居宅内外)の中心者	週5日又は月20日以上就労	1日7時間45分以上の就労を常態とする場合 (月155時間以上)	50		
			1日7時間以上7時間45分未満の就労を常態とする場合 (月140時間以上)	45		
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合 (月120時間以上)	40		
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合 (月80時間以上)	35		
		週4日又は月16日以上就労	1日7時間45分以上の就労を常態とする場合 (月124時間以上)	40		
			1日7時間以上7時間45分未満の就労を常態とする場合 (月112時間以上)	35		
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合 (月96時間以上)	30		
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合 (月64時間以上)	25		
	自営業(居宅内外)の被雇用者	週5日又は月20日以上就労	1日7時間45分以上の就労を常態とする場合 (月155時間以上)	45		
			1日7時間以上7時間45分未満の就労を常態とする場合 (月140時間以上)	40		
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合 (月120時間以上)	35		
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合 (月80時間以上)	30		
		週4日又は月16日以上就労	1日7時間45分以上の就労を常態とする場合 (月124時間以上)	35		
			1日7時間以上7時間45分未満の就労を常態とする場合 (月112時間以上)	30		
	1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合 (月96時間以上)	25				
	1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合 (月64時間以上)	20				
上記以外		月120時間以上	30			
		月64時間以上月120時間未満	20			
内職		月64時間以上 ※0~2歳児は認められません。	10			
2	出産	令和 年 月 日( 出産・出産予定 )	35			
3	病気・負傷等	疾病・傷病	入院(概ね1カ月以上)	50		
			精神性、伝染性等の疾病で長期療養を要するもの	50		
			常時病臥の状態が一ヶ月以上要するもの	50		
			1カ月以上の疾病で上記以外のもの	30		
		心身障害者	身体1・2級 精神1・2級 療育A・B判定 要介護3~5	50		
	身体3・4級 精神3級 要介護2	35				
	身体5・6級 療育C判定 要介護1	20				
4	同居親族の看護・介護	常時病臥者・重度心身障害者(児)等【身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・B若しくは精神障害者福祉保健手帳1・2級を所有している者、又は要介護3・4・5の認定を受けている場合】の常時観察、付添介護(看護)、通院、通所、通園のため保育を必要とする場合(下記①~⑥)				
		①	週5日または月20日以上かつ1日8時間以上 (月160時間以上)	40		
		②	週5日または月20日以上かつ1日6時間以上 (月120時間以上)	35		
		③	週5日または月20日以上かつ1日4時間以上 (月80時間以上)	30		
		④	週4日または月16日以上かつ1日8時間以上 (月128時間以上)	35		
		⑤	週4日または月16日以上かつ1日6時間以上 (月96時間以上)	25		
		⑥	週4日または月16日以上かつ1日4時間以上 (月64時間以上)	20		
		病人・心身障害者(児)等の付添介護(看護)、通院、通所、通園のため保育を必要とする場合(下記①~⑥)				
		①	週5日または月20日以上かつ1日8時間以上 (月160時間以上)	35		
		②	週5日または月20日以上かつ1日6時間以上 (月120時間以上)	30		
		③	週5日または月20日以上かつ1日4時間以上 (月80時間以上)	25		
		④	週4日または月16日以上かつ1日8時間以上 (月128時間以上)	30		
		⑤	週4日または月16日以上かつ1日6時間以上 (月96時間以上)	20		
⑥	週4日または月16日以上かつ1日4時間以上 (月64時間以上)	15				
5	災害復旧	災害等による家屋の損失、その他災害復旧のため保育を必要とする場合	50			
6	求職活動	生計中心者の失業等で、求職活動の場合	20			
		上記以外の求職活動の場合	10			
7	就学	児童の保護者が就学していること。(番号1に準用する、通信教育は内職に準ずる)	15~50			
8	虐待・DV	虐待・DVにより、保育が必要だと認められる場合	50			
9	育児休業	児童の保護者が育児休業中であること	5			
10	特例	前各号に掲げるもののほか、市長が明らかに保育が必要と認める場合	5~50			
			小計			
			(計①は父と母の合計)	計①		

備考

◎調整指数

区分	項目	指数	
世帯の状況	父母以外が養育しており、父母不存在であることの証明が提出されている場合	+ 50	
	ひとり親(事実婚除く。離婚調停中(要書面提出)を含む)で、同居の親族・その他の人が居ない場合	+ 80	
	ひとり親(事実婚除く。離婚調停中(要書面提出)を含む)で、同居の親族・その他の人が居る場合	+ 60	
	生活保護世帯で、就労による自立につながるが見込まれる場合	+ 5	
就労等の状況	保護者どちらかの 就労先が農業・漁業の場合	- 10	
	保護者どちらかが 企業等に勤めている場合において、勤務地が自宅の場合(予定も含む)	- 5	
	保護者どちらかが 就労予定者の場合(育児休業復帰者を除く)	- 5	
	育児休業復帰の場合	4月15日までに復帰する場合	+ 10
		4月16日以降に復帰する場合	+ 5
	育児休業復帰が年度中の場合 (保育を必要とする事由が育児休業)(3歳児以上)	7月末までに復帰する場合	+ 15
		10月末までに復帰する場合	+ 10
		1月末までに復帰する場合	+ 5
	保護者のいずれかが、保育所、認定こども園に勤務している場合(予定も含む)	+ 5	
	通常保育時間(8:30~16:30)以外の勤務を常態とする場合	- 5	
	保育所等の利用希望時間が18時を越える場合	+ 10	
保育標準時間認定の場合	+ 10		
保育短時間認定の場合	+ 5		
児童の状況	申込児童の兄弟が申込園に在園している場合又は兄弟姉妹の同時入所申込の場合 (学区内の場合(3歳以上児に限る。))	+ 30	
		+ 5	
	保護者の育児休業取得により保育所等を退園し、育児休業復帰を理由として、再度保育を希望する場合(退所した保育所等を第一希望で申込んだ場合に限る。)	+ 30	
	上記に該当する児童の兄弟姉妹(同一保育所等に同時申込みをした場合に限る)	+ 30	
	申込児童以外に利用申込みをしない未就園児がいる場合(事業所内託児施設や認可外保育施設の利用者は除く)	- 5	
	入所児童が障害(身体障害者手帳1~4級、療育手帳A~C又は精神障害者福祉手帳を所有)を有しており、又はそれに類する状況が認められる場合 ※医療的ケアを要しない、及び集団生活ができる4歳児以上の児童が対象になります。 なお、利用の適否については、仮入園を経て、発達支援児審査会において判断します。	+ 10	
その他	利用者負担(保育料)等に滞納がある世帯の場合(卒園・退園児を含む)	- 50	
		計②	

計①		計②	
		合計	

同一点数時の順位

①	申込みをした保育所等の利用希望順位が高いもの
②	ひとり親世帯(同居祖父母、その他なし)
③	ひとり親世帯(同居祖父母、その他あり)
④	保護者のいずれかが、保育所、認定こども園に勤務している場合。(予定も含む)
⑤	生活保護世帯
⑥	希望する保育所等を既に兄弟姉妹が利用している場合
⑦	保育している就学前の子どもの多い世帯
⑧	調整指数(滞納を除く)を含まない基本点数が高いもの
⑨	経済的状況(保育料所得階層の低位順<必要な課税資料の提出がない場合は最高階層とする>)
⑩	【4月入所のみ】同一階層の場合は、父母の合算による収入の少ない方を優先する。
⑪	申込み順(4月入所を除く。)